

令和元年 11 月 21 日

イオン健康保険組合  
加入者の皆様

イオン健康保険組合

### 被扶養者認定要件の制度改正（国内居住要件追加）について

健康保険法第 3 条第 7 項の一部が改正され、令和 2 年 4 月 1 日より健康保険の被扶養者認定に際して「日本国内に住所を有する者」であることが要件として追加されます。

ただし、留学生や海外赴任に同行する家族など、これまで日本に生活しており、渡航目的に照らし、今後も再び日本で生活する可能性が高いと認められる場合は例外的に認定条件を満たすことができます。

一方で、現在、海外に居住する被扶養者がいる場合など、新たに認定要件となる国内居住の条件を満たさない場合は令和 2 年 4 月 1 日以降の扶養認定は認められませんので、扶養削除の手続（被扶養者異動届の提出と保険証の返却）が必要となります。

以上